

収入保険

令和6年1月から制度が変わります

1

基準収入の算定の際に 甚大な気象災害による影響を緩和します

気象災害が原因で農業収入が下がった場合、これまでは、被災した年の農業収入をそのまま用いて基準収入を算定していましたが、制度見直しにより、被災した年の農業収入をその年の基準収入の8割まで上方修正して基準収入を算定できるようになりました（気象災害特例）。

これによって、気象災害に被災した方の基準収入の算定に用いる過去の平均収入が、従来より高く設定できるようになりました。

以下の適用要件を満たす方は、保険期間開始日の属する年の前年の農業収入の申告時に申し出ることで、当該特例が適用できます。

《適用要件》

市町村長が交付する被災証明^[※1]で農産物が気象災害に被災したことを確認できること。

ただし、次の①から④までの資料のいずれかによって、農産物が気象災害に被災したことを確認できる場合は、市町村長が交付する被災証明に代えることができます。

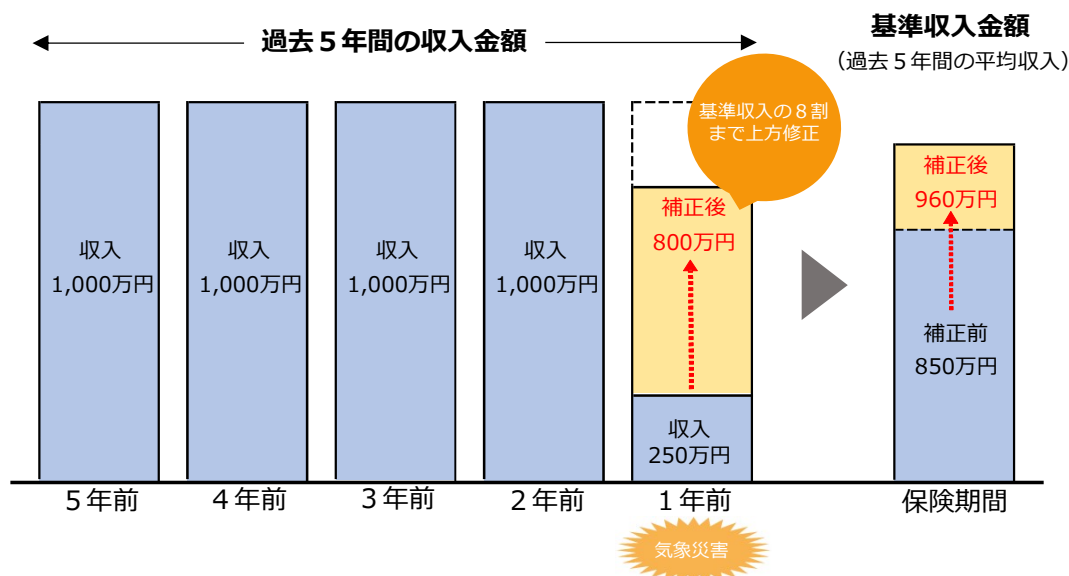
- ①都道府県が交付する被災状況を明らかにするもの
- ②農業協同組合又は農業協同組合連合会が交付する被災状況を明らかにするもの
- ③農業共済の損害認定結果^[※2]
- ④収入保険の損害認定結果^{[※2][※3]}（事故発生通知が遅滞なく行われ、かつ、事故発生通知に被災状況を確認できる画像が添付されており、被災した事実を農業共済組合が確認できる場合に限りま）。

[※1]災害の種類、被災時期、農産物名、被害の状況が確認できるものがが必要です。

[※2]被災年に農業共済又は収入保険に加入していた場合は、「③農業共済の損害認定結果」または「④収入保険の損害認定結果」が利用できますので、市町村長が交付する被災証明等を提出する必要はありません。

[※3]令和5年以前の保険契約の「④収入保険の損害認定結果」の事故発生通知には、画像の添付は不要です。

令和6年加入者は、令和5年の農業収入の申告時に申し出ること、令和5年以前に被災した年の農業収入も調整することができます。



2

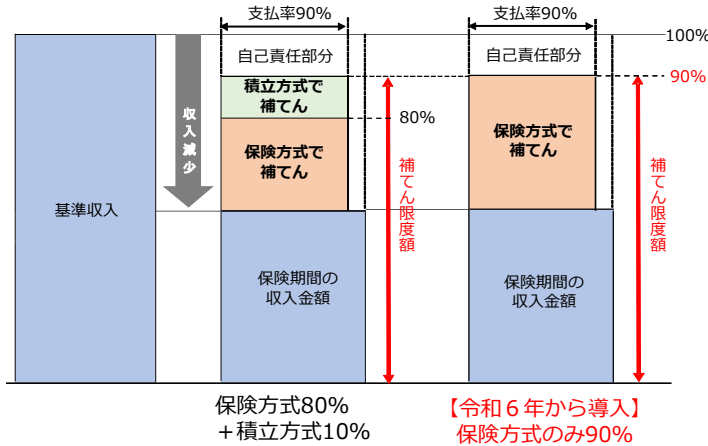
保険方式のみで9割を補償限度とするタイプを新設します

積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険方式のみで基準収入の9割を補償限度とするタイプが新設されます。

保険方式だけで、従来からある積立方式を併用するタイプと同じ補償が受けられます。

積立金がないため、新規加入時の負担が少なくなります。

積立方式を併用するタイプに比べ、保険料は増えますが、保険料の全額が税務上の必要経費となるため、所得税・法人税が軽減されます。



【加入者が負担する保険料・積立金】
(基準収入金額1,000万円、新規加入の場合)

	保険料	積立金	合計
保険方式80% + 積立方式10%	8.5万円	22.5万円	31.0万円
保険方式のみ90%	17.7万円	-	17.7万円

必要経費

3

青色申告1年分のみで加入できるようになります

これまで、収入保険に加入するためには、2年以上の青色申告の実績が必要でしたが、令和6年1月の加入から1年分の青色申告実績で加入できるようになりました。

青色申告の実績期間が短縮されたことで、令和5年から青色申告をされる方であれば、令和6年1月から収入保険に加入することができます。

【その他の変更点】

○「収入上昇傾向特例」の見直し

収入上昇傾向特例については、これまでの適用要件に加えて新たに「直近2年の単位面積当たりの実績農業収入金額が、どちらも単位面積当たりの過去の平均収入を上回ること」が必要となります。

ご不明な点については、最寄りの組合までお問合せ下さい。

